

令和5年度障がい者芸術文化活動推進事業 障がい者アートデザインコンペ実施要項

1 目的

障がいのある方の自立や社会参加の促進を図るため、協賛企業の協力のもと、障がい者アートを活用した商品化を目指す。協賛企業の設定した課題に対し、障がい者とデザイナーやクリエイター（以下、「デザイナー等」という。）がチームを組み、アイデアを創出し、協賛企業等が審査・評価を行う企業コンペ方式で開催する。企業に採用されたアイデアは、ブラッシュアップを行い、実際に商品化して販売する。

2 主催等

主 催：愛媛県

運 営：社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団 愛媛県障がい者アートサポートセンター
（以下、「アートサポートセンター」という。）

3 協賛企業の発掘等

企業への個別訪問活動により、協賛企業の発掘を行い、企業との連携強化や販路開拓を行う。（3部門程度）

4 募集チーム数

1部門につき6チーム程度。

5 費用

(1) 参加費：無料

(2) 賞金等：

○アーティスト	最優秀賞(採用アイデア)	採用アイデアの商品化及び 採用企業からの契約料(5万円以上)
	審査員特別賞	賞金 1万円
○採用企業	採用アイデアの ブラッシュアップ費用(1部門)	15万円
○デザイナー等	参加謝金(雑費、交通費含む)	2万円
	最優秀賞(採用アイデア)	賞金 10万円
	審査員特別賞	賞金 1万円
○審査委員長	謝金及び旅費	1万円+旅費 (旅費は県社会福祉事業団の規定による)

6 参加条件等

○協賛企業

- ・障がい者アートを活用した商品づくりに関心のある企業。
- ・採用アイデアのアーティスト及びデザイナー等と、著作権及び使用権等に関する契約書を締結すること。
- ・採用アイデアをブラッシュアップし、商品化できること。
- ・採用アイデアのブラッシュアップは、アートサポートセンターと情報共有を図り、プランに変更等が生じる場合は、アートサポートセンターに確認すること。

○アーティスト

- ・愛媛県内に居住地等を有し、自身の作品（絵や文字）を使用した商品づくりに関心のある障がい者。

- ・令和4年度障がい者アートデザインコンペ最優秀賞受賞者は、4年度応募同部門への応募はできないものとする。
- ・県内障害福祉サービス事業所等に入所及び通所している障がい者と事業所等の職員とのチーム参加も可。
- ・採用アイデアは、採用企業と著作権及び使用权(5万円以上)等に関する契約を締結すること。

○デザイナー等

- ・障がい者アートを活用した商品づくりに関心のあるデザイナー等。
- ・アーティストとコミュニケーションを取り、アイデアを創出することができること。
- ・本事業の趣旨に賛同し、協賛企業に対しアーティストの作品をアピールすることに協力できること。
- ・3部門中2部門を担当し、その役割はプレゼンテーションまでとすること。
- ・採用アイデアは、著作権及び使用权が採用企業に帰属することに同意し、採用企業とその旨の契約書を締結すること。

7 募集テーマ

協賛企業の設定した課題(協賛企業が扱っている商品や自社で取り組みたい商品を具体的なテーマとする。)

8 賞

○最優秀賞：アーティスト・採用アイデアの商品化及び採用企業からの契約料(5万円以上)
デザイナー等・賞金10万円

○審査員特別賞：アーティスト及びデザイナー等に対しそれぞれ賞金1万円

9 審査員

- 協賛企業
- 審査員長
- 愛媛県
- 愛媛県社会福祉事業団

10 契約条件等

○協賛企業

- ・採用アイデアのアーティストとは、著作権及び使用权(5万円以上)に関する契約書を締結するとともに、ロイヤリティ等が発生する場合には、その契約書を締結すること。
- ・採用アイデアのアーティストとは、当初の契約から生産量、生産期間、アイテム等を追加する場合は、再度契約書を締結すること。
- ・採用アイデアのデザイナー等とは、著作権及び使用权が採用企業に帰属する旨の契約書を締結すること。
- ・採用デザインのブラッシュアップにおいて採用アイデアのデザイナーの協力が必要な場合は、別途デザイナーと契約書を締結すること。

○アーティスト

- ・採用企業とは、著作権及び使用权に関する契約書を締結するとともに、ロイヤリティ等が発生する場合には、その契約書を締結すること。

○デザイナー等

- ・採用企業とは、著作権及び使用权が採用企業に帰属する旨の契約書を締結すること。

※上記契約書の作成に当たっては、アートサポートセンターが参考様式を提示する。

11 実施方法

- (1) デザイナー等の選考及び決定
令和5年4月末までに選考及び決定する。
- (2) アーティストの募集及び決定
募集期間：令和5年5月25日（木）～6月14日（水）
周知方法：メール（一部郵送）で募集チラシを送付する。
送付先：県内障がい福祉サービス事業所、令和4年度障がい者アートデザインコンペ参加者、令和4年度障がい者アート展応募者等
決定日：令和5年6月17日（土）
選考方法：応募多数の場合、書類審査により参加者を決定する。書類審査は、主催者及びデザイナー等が行う。
決定通知：参加決定者に電話連絡するとともに、応募者に結果通知を送付する。
- (3) 参加者説明会
日時：令和5年6月27日（火）13：30～
場所：県身体障がい者福祉センター 大会議室
内容：アーティスト、デザイナー等、協賛企業との顔合わせ等
- (4) ワークショップ
日時：令和5年7月11日（火）13：00～16：00
場所：県身体障がい者福祉センター 大会議室及び研修室
内容：アーティスト及びデザイナー等がアート作品を基にアイデアについて話し合い、構想を練る。協賛企業は、参加者からの質問に答える。
- (5) プレゼンテーション
資料提出締切日：令和5年8月15日（火）
日時：令和5年8月22日（火）10：00～
場所：県身体障がい者福祉センター 大会議室及び研修室
審査員：協賛企業、審査員長、愛媛県、愛媛県社会福祉事業団
- (6) 採用アイデアの決定
時期：令和5年8月31日（木）
決定通知：採用アイデアのアーティスト及びデザイナー等に電話連絡するとともに、参加者に結果通知を送付する。
- (7) 契約 10と同じ
- (8) ブラッシュアップ
協賛企業は、採用アイデアの商品化に向けてブラッシュアップを行う。
- (9) 発表
表彰式：採用アイデアのアーティスト及びデザイナー等、採用企業
時期：令和6年1月～2月頃（商品完成後）
- (10) その他
 - ・運営において、メディアへのお知らせ及び県障がい者アートサポートセンターHPでの紹介等の広報活動を行う。
 - ・必要に応じて、参加者の情報共有を行う。